福 運 整第５２４号の２
福 運 輸第５４２号の２
平成２９年１０月２０日

福島県内旅客自動車運送事業者　各位

東北運輸局福島運輸支局長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の
一部改正について

標記について、平成２９年１０月１３日付け東自保第１０６号、東自旅一第４３８号、東自旅二第１５６７号、東自監第１６９号、東自整第１２１号により、東北運輸局自動車技術安全部長並びに自動車交通部長から別添のとおり通達がありましたので、貴社におかれましても取扱いに遺漏なきようお願い致します。

東自保第１０６号
東自旅一第４３８号
東自旅二第１５６７号
東自監第１６９号
東自整第１２１号
平成２９年１０月１３日

福島運輸支局長　殿

自動車技術安全部長
（公印省略）

自動車交通部長
（公印省略）

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、平成２９年９月２９日付け国自安第１１２号、国自旅第１６２号、国自整第１６９号により、自動車局安全政策課長、自動車局旅客課長及び自動車局整備課長から別紙のとおり通達があったので、貴支局管内の関係事業者に対し周知するとともに、遺漏なきよう取り計らわれたい。

29.10.13
1173
東北運輸局
福整受
29.10.13
第476号
福島運輸支局

別紙

国自安第１１２号
国自旅第１６２号
国自整第１６９号
平成２９年９月２９日

東北運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長
（公印省略）

自動車局旅客課長
（公印省略）

自動車局整備課長
（公印省略）

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付けで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成１４年１月３０日付け国自総第４４６号、国自旅第１６１号、国自整第１４９号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

自整受第173号
29.10.-2
東北運輸局

自保受第108号
29.10.-2
東北運輸局

国自安第１１２号
国自旅第１６２号
国自整第１６９号
平成２９年９月２９日

東北運輸局自動車交通部長　殿

自動車局安全政策課長
（公印省略）

自動車局旅客課長
（公印省略）

自動車局整備課長
（公印省略）

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付けで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成１４年１月３０日付け国自総第４４６号、国自旅第１６１号、国自整第１４９号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

1434 自旅一受第-2号 '29.10.-2 東北運輸局
自旅二受第1623号 29.10.-2 東北運輸局
自整受第226号 29.10.-2 東北運輸局

別添

新	旧
国自総第４４６号 国自旅第１６１号 国自整第１４９号 平成１４年 １月３０日 一部改正　国自総第１２０号 国自旅第　４６号 国自整第　４７号 平成１４年 ６月２８日 一部改正　国自総第２８６号 国自旅第１３２号 国自整第１１４号 平成１４年１０月 １日 一部改正　国自総第５４０号 国自旅第２４３号 国自整第２２６号 平成１５年 ３月３１日 一部改正　国自総第５５３号 国自旅第２６３号 国自整第１８６号 平成１６年 ３月２９日 一部改正　国自総第３９２号 国自旅第１８５号 国自整第　８３号 平成１７年１２月 ５日 一部改正　国自総第３２９号 国自旅第１８７号 国自整第　９５号 平成１８年 ９月２９日 一部改正　国自総第５８７号 国自旅第３２８号 国自整第１７９号 平成１９年 ３月３０日 一部改正　国自安第　２９号 国自旅第　８２号 国自整第　４２号 平成２０年 ６月１１日 一部改正　国自安第　５４号 国自旅第１２０号	国自総第４４６号 国自旅第１６１号 国自整第１４９号 平成１４年 １月３０日 一部改正　国自総第１２０号 国自旅第　４６号 国自整第　４７号 平成１４年 ６月２８日 一部改正　国自総第２８６号 国自旅第１３２号 国自整第１１４号 平成１４年１０月 １日 一部改正　国自総第５４０号 国自旅第２４３号 国自整第２２６号 平成１５年 ３月３１日 一部改正　国自総第５５３号 国自旅第２６３号 国自整第１８６号 平成１６年 ３月２９日 一部改正　国自総第３９２号 国自旅第１８５号 国自整第　８３号 平成１７年１２月 ５日 一部改正　国自総第３２９号 国自旅第１８７号 国自整第　９５号 平成１８年 ９月２９日 一部改正　国自総第５８７号 国自旅第３２８号 国自整第１７９号 平成１９年 ３月３０日 一部改正　国自安第　２９号 国自旅第　８２号 国自整第　４２号 平成２０年 ６月１１日 一部改正　国自安第　５４号 国自旅第１２０号

国自整第　４７号
平成２０年　９月２８日
一部改正　国自安第１１７号
国自旅第１９４号
国自整第　９１号
平成２１年１１月２０日
一部改正　国自安第　　６号
国自旅第　　８号
国自整第　　６号
平成２２年　４月２８日
一部改正　国自安第１７０号
国自旅第２４６号
国自整第１４５号
平成２３年　３月３１日
一部改正　国自安第　７６号
国自旅第１６９号
国自整第１４７号
平成２４年　４月１６日
一部改正　国自安第　３４号
国自旅第２０６号
国自整第　５６号
平成２４年　６月２９日
一部改正　国自安第　４８号
国自旅第２２３号
国自整第　７０号
平成２４年　７月１８日
一部改正　国自安第１０５号
国自旅第３３１号
国自整第１５８号
平成２４年１１月２２日
一部改正　国自安第　１６号
国自旅第　１４号
国自整第　２４号
平成２５年　５月１５日
一部改正　国自安第　７０号
国自旅第　８２号
国自整第　８４号
平成２５年　７月２６日
一部改正　国自安第１２７号
国自旅第２０３号

国自整第　４７号
平成２０年　９月２８日
一部改正　国自安第１１７号
国自旅第１９４号
国自整第　９１号
平成２１年１１月２０日
一部改正　国自安第　　６号
国自旅第　　８号
国自整第　　６号
平成２２年　４月２８日
一部改正　国自安第１７０号
国自旅第２４６号
国自整第１４５号
平成２３年　３月３１日
一部改正　国自安第　７６号
国自旅第１６９号
国自整第１４７号
平成２４年　４月１６日
一部改正　国自安第　３４号
国自旅第２０６号
国自整第　５６号
平成２４年　６月２９日
一部改正　国自安第　４８号
国自旅第２２３号
国自整第　７０号
平成２４年　７月１８日
一部改正　国自安第１０５号
国自旅第３３１号
国自整第１５８号
平成２４年１１月２２日
一部改正　国自安第　１６号
国自旅第　１４号
国自整第　２４号
平成２５年　５月１５日
一部改正　国自安第　７０号
国自旅第　８２号
国自整第　８４号
平成２５年　７月２６日
一部改正　国自安第１２７号
国自旅第２０３号

国自整第１４８号
平成２５年 ８月２３日
一部改正　国自安第２０９号
国自旅第３４３号
国自整第２４３号
平成２５年１２月１６日
一部改正　国自安第３１２号
国自旅第６２３号
国自整第３９８号
平成２６年　３月３１日
一部改正　国自安第１５５号
国自旅第２２９号
国自整第２３９号
平成２７年１１月９日
一部改正　国自安第１１２号
国自旅第１５３号
国自整第１６１号
平成２８年　９月　８日
一部改正　国自安第１６１号
国自旅第２３３号
国自整第２２５号
平成２８年１１月１７日
一部改正　国自安第２６４号
国自旅第４０５号
国自整第３８０号
平成２９年３月１７日
最終改正　国自安第１１２号
国自旅第１６２号
国自整第１６９号
平成２９年９月２９日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

国自整第１４８号
平成２５年 ８月２３日
一部改正　国自安第２０９号
国自旅第３４３号
国自整第２４３号
平成２５年１２月１６日
一部改正　国自安第３１２号
国自旅第６２３号
国自整第３９８号
平成２６年　３月３１日
一部改正　国自安第１５５号
国自旅第２２９号
国自整第２３９号
平成２７年１１月９日
一部改定　国自安第１１２号
国自旅第１５３号
国自整第１６１号
平成２８年　９月　８日
一部改正　国自安第１６１号
国自旅第２３３号
国自整第２２５号
平成２８年１１月１７日
最終改正　国自安第２６４号
国自旅第４０５号
国自整第３８０号
平成２９年３月１７日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第47条の９　運行管理者等の選任

(1)　（略）

(2)　本条第１項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。ただし、４両以下の一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者の選任数の最低限度は１人とする。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第３項に規定する補助者を兼務することはできない。

ただし、「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」（平成16年６月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号）に基づく管理の受委託又は「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年７月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）に基づく乗合バス委託型管理の受委託（以下これらを「乗合バスの管理の受委託」という。）に基づく運行を行う場合であって、受託者が管理の受委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業（以下「受委託事業」という。）のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にある場合については、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する運行管理者に限り、受委託事業と受託者が自ら行う事業の運行管理者を兼務することができる。この場合は、受委託事業のために使用する事業用自動車と当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数の合計数に応じて運行管理者を選任すること。

また、事業者が貨物自動車運送事業法第３条の一般貨物自動車運送事業の許可又は同法第35条の特定貨物自動車運送事業の許可を受けている場合であって、旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所と一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業等」という。）の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所が同一敷地内にある場合については、運行管理者は、当該営業所の一般貨物自動車運送事業等の運行管理者又は一般貨物自動車運送事業等の補助者を兼務することができる（兼務することができる

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第47条の９　運行管理者等の選任

(1)　（略）

(2)　本条第１項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。ただし、４両以下の一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者の選任数の最低限度は１人とする。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第３項に規定する補助者を兼務することはできない。

ただし、「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」（平成16年６月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号）に基づく管理の受委託又は「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年７月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）に基づく乗合バス委託型管理の受委託（以下これらを「乗合バスの管理の受委託」という。）に基づく運行を行う場合であって、受託者が管理の受委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業（以下「受委託事業」という。）のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にある場合については、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する運行管理者に限り、受委託事業と受託者が自ら行う事業の運行管理者を兼務することができる。この場合は、受委託事業のために使用する事業用自動車と当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数の合計数に応じて運行管理者を選任するよう指導すること。

運行管理者は、旅客自動車運送事業の種類に応じた資格者証及び貨物自動車運送事業法第19条第１項の運行管理者資格者証を併せて有する者に限る。)。この場合、各事業の種類ごとに必要な運行管理者の選任数を満たすとともに、同一敷地内の営業所において運行を管理する運行管理者の総数は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、より多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めを満たすこと。 ①～⑤　（略）	①～⑤　（略）
(3)　同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車の運行を管理する場合には、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する運行管理者又はそれぞれの事業の種類に応じた種類の資格者証を併せて有する運行管理者に限り、当該複数の種類の事業の運行管理者又は補助者を兼務することができる。この場合、各事業の種類ごとに必要な運行管理者の選任数を満たすとともに、同一敷地内の営業所において運行を管理する運行管理者の総数は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、より多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めを満たすこと。 (例)（略）	(3)　同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車の運行を管理する場合には、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する運行管理者又はそれぞれの事業の種類に応じた種類の資格者証を併せて有する運行管理者に限り、当該複数の種類の事業の運行管理者を兼務することができる。この場合は、当該営業所で運行管を理する事業用自動車の総数に応じて、当該複数の種類の事業のうちより多くの数の運行管理者資格者証を必要とする種類の事業における選任数の定めに従って運行管理者を選任するよう指導すること。 (例)（略）
(4)～(5)　（略）	(4)～(5)　（略）
(6)　第３項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所の補助者又は事業者が貨物自動車運送事業法第３条の一般貨物自動車運送事業の許可又は同法第35条の特定貨物自動車運送事業の許可を受けている場合については、一般貨物自動車運送事業等の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所の一般貨物自動車運送事業等の補助者を兼務しても差し支えない。 　また、乗合バスの管理の受委託に基づく運行を行う場合であって、受託者が受委託事業のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にある場合については、受委託事業を行う営業所の補助者を兼務しても差し支えない。 　ただし、これらの場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。	(6)　第３項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。 　また、乗合バスの管理の受委託に基づく運行を行う場合であって、受託者が受委託事業のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にある場合については、受委託事業を行う営業所を兼務しても差し支えない。 　ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。
(7)～(9)　（略）	(7)～(9)　（略）

附　則

改正後の通達は、平成29年９月29日から施行する。

【別　添】
国自安第１１２号の２
国自旅第１６２号の２
国自整第１６９号の２
平成２９年９月２９日

公益社団法人日本バス協会会長　殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長　殿

国　土　交　通　省
自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付けで、別添のとおり各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴連合会）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。